

所得制限限度額（平成30年8月～）

扶養親族等の数	請求者（受給者）		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,630,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人目以降	1人につき 380,000円加算		
加算額 （右に該当する場合は上記の制限限度額に加算される。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円 ・ 特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき150,000円 		扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき）60,000円

主な控除

障がい者	270,000円
寡婦（夫）	270,000円（みなし適用あり）
特別寡婦	350,000円
特別障がい者	400,000円
勤労学生	270,000円

※受給者が母（父）である場合は、寡婦（夫）及び、特別寡婦控除の適用はなし